

作る。時に其の寺の鍾堂の童子、夜別に死ぬ。彼の童子見て、衆の僧に白して言さく「我れ此の鬼を捉りて殺し、謹めて此の死の災を止めむ」とまうす。衆の僧聽許す。童子鍾堂の四の角に四の燈を置き、四人を儲けて言ひ教ふらく居る。大鬼半夜所に来る。童子を佇きて見て退く。鬼また後夜の時に來り入る。

「我れ鬼を捉る時に、俱燈の覆蓋を開け」とをしふ。然うして鍾堂の戸の本に儲けたる四人慌迷ひて蓋を開くこと得ず。童子四の角別に鬼を引きて依り、燈の蓋を開く。晨朝の時に至り、鬼已に頭の髪を引き剝がれて逃ぐ。明日彼の血を尋ねて求め往き、其の寺の悪しき奴を埋み立てし衢に至る。すなはち彼の悪しき奴の靈鬼なりと知る。彼の鬼の髪は、今に元興寺に在りて財と為る。然うして後に其の童子優婆塞に作り、なほ元興寺に住む。其の寺に田を作り水を引く。諸の王等妨げて水を入れたまはず。田焼くる時に、優婆塞言はく「吾れ田に水を引かむ」といふ。衆の僧聽す。故に十人余して荷つべき鋤柄を作り、すなはち持つ。優婆塞彼の鋤柄を持ちて杖に撞きて往き、水門の口に立てて居る。諸の王等鋤柄を引き棄てたまひて、水門の口を塞ぎて寺の田に入れたまはず。優婆塞また百余人して引く石を取り、水門を塞ぎ、寺の田に入奇しき事なり。

る。王等優婆塞の力を恐りて終に犯したまはず。故に寺の田渴れずして能く得たり。故に寺の衆の僧聽して得度出家せしめ、名けて道場法師と号ふ。後の世人伝へて「元興寺の道場法師強き力多有り」と謂ふは是れなり。當に知るべし、誠に先の世に強く能き縁を修めて感る所の力なり、と。是れ日本國の

聖徳皇太子は、磐余池辺双櫻宮に宇御めたまひし橘豊日天皇の子なり。小堀田宮に宇御めたまひし天皇の代に、立ちて皇太子に為りたまふ。太子三の名有す。一の号は厩戸豊聰耳と曰す。二の号は聖徳と曰す。三の号は上宮と曰す。厩戸にして産れたまふ。故に厩戸と曰す。天年生れながら知りたまひて、十人一時に訟へ白す状を一言漏したまはず能く聞きて別きたまふ。故に豊聰耳と曰す。進止威儀、僧の似くして行ひたまひ、しかのみならず勝鬱法花の等き経の疏を製りたまひて法を弘め物を利け、考績功勲の階を定めたまふ。故に聖徳と曰す。天皇の宮より上殿に住みたまふ。故に上宮皇と曰す。

#### 聖徳皇太子異しき表を示す縁 第四

訓釈は「使(令)也」と誤る。一本説話にみえる「石」はじつは木葉堰(もくはい)の一部を構成している石であり、それが現在いわゆる弥勒石として残存している、とする和田恭は、さらに弥勒石所在の付近の小字名「道場」よりそのあたりに元興寺にかかる寺院建築の存在を推定し、「道場」の名はそれに拠つた、とする。(一)子路感精而生、尚剛好勇(論衡)といつた伝承と共通する考え方がある。(二)日本の前生説話では、過去世においていかなる行為がなされたのか、といったことは記述されないのがふつう。「強修能縁」の具體相は示されていない。

第四縁 延暦六年原撰本の日本国現報善惡靈異記では、本説話が冒頭に位置していたと推定される。原撰本は、日本仏教史を聖徳太子を起点として叙述する、という方法の嚆矢である。日本本朝佛業記・本朝法華驗記・今昔物語集本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八「聖徳 シヤウトク(私記)云、音説(私記)云、山口佳紀によれば、この時代にはまだ「ひつぎのみこと」という語は存しなかつた。

五奈良県桜井市に所在。底本訓釈「磐余(一)合、伊波波(礼か)乃(二)双櫻(奈良川支川)」。

六「聖徳 シヤウトク(私記)云、音説(私記)云、山口佳紀によれば、この時代にはまだ「ひつぎのみこと」という語は存しなかつた。

七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八「聖徳 シヤウトク(私記)云、音説(私記)云、山口佳紀によれば、この時代にはまだ「ひつぎのみこと」という語は存しなかつた。

九奈良県桜井市に所在。底本訓釈「磐余(一)合、伊波波(礼か)乃(二)双櫻(奈良川支川)」。

十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

二十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

三十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

四十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

五十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

六十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

七十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

八十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十一日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十二日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十三日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十四日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十五日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十六日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十七日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十八日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

九十九日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

一〇〇日本本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(いのちの説話)。

明日に出でて里に行き、夕に来りて坊に入りて居る。以ちて常の業とす。時に因勢師の弟子の優婆塞、見て師に白す。師答へて言はく「言ふことなけれ。黙然せよ」といふ。優婆塞竊に坊の壁を穿ちて窺へば、其の室の内に光を放ち照り炫く。優婆塞見て、また師に白す。師答へて言はく「然有るが故に我汝を言ふことなけれと諫めたり」といふ。然うして後に願覚忽然に命終る。時に江に有る人言はく「是に願覚師有り」といふ。すなはち師の告を奉りて焼き收め訖りぬ。然うして後に其の優婆塞、近江に住む。時に江に有る人言はく「比頃詫らずして、恋ひ思ふこと間無し。起居安くありやいなや」といふ。當に知るべし、是れ聖の反化なることを。五辛を食むことは、仏の法の中に制む。而れども聖人用食むときは

皇太子岡本宮に居住みたまふ時に、縁有りて宮を出で、遊観せむとして幸行す。片岡村の路の側に乞匂人有り。病を得て臥す。太子見て輦より下りたまひ、俱に語りて問訊ひたまひ、著たまふ衣を脱きて病人を覆ひたまひ、而うして幸行したまふ。遊観既に詫り、輦を返して幸行したまへば、覆ひたまふ衣を脱きて木の枝に掛け、彼の乞匂無し。太子衣を取りて著たまふ。有る臣白して曰さく「賤しき人に触れて穢れたる衣、何すればぞ乏しくして更に著たまふ」とまうす。太子詔はく「佳きかな。汝は知らず」とのたまふ。後に乞匂人、他処にして死ぬ。太子聞きたまひて使を遣りて殯せしめたまふ。岡本村の法林寺の東北の角に有る守部山に、墓を作りて收め、名けて人木墓と曰ふ。後に使を作りて書きて墓の戸に立つ。歌に言はく「いかるがのとみのをがはのたえ巴こそわがおほきみのみなわすられめ」といふ。使還りて状を白す。太子聞きたまひて嘿然して見、聖人の通眼には隠れたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。

言はず。誠に知る、聖人は聖を知り凡夫は知らず、凡夫の肉眼には賤しき人を見、聖人の通眼には隠れたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。

また謡法師の弟子円勢師は、百濟國の師なり。日本國の大倭國葛木の高宮寺に住む。特にこの法師有りて北の方に生む。名けて頬覓と号ふ。其の師常て

也」とする。云冠位十二階制をさだめたことに「也」という。底本訓積音一階制をさだめたことに「也」である。底本訓積音一階制をさだめたことに「内外」(上巻序)にわかつてすぐれているのがゆえに聖徳と称した、といふ論理であろう。制作の功ゆえ、とするのは福井順康説。云天皇よりも上位の待遇を得てゐる、といふ意も含まれてゐよう。

奈良県生駒郡斑鳩町あたりに所在。書紀では、推古天皇十一年(603)に法華經が講ぜられてゐる。底本訓积(鷦伊加留加)。ニ奈良県葛城郡王寺町あたり。ニ乞者。乞食。底本訓积(乞)乞下音可太乃為、又云時反、二合、保可比<sup>ニ</sup>止)は(乞)乞下音古太反、又云討反、二合、保可比<sup>ニ</sup>止)か。四底本訓积(讐見己之)。五奈良県生駒郡斑鳩町大字三井に所在。法輪寺ともい。六末詳。七棺を(ひとき)ということによる命名であろう。(棺)古良反、木(新撰字鏡)。八戸解。中巻五縁の蘇生のイメージに結びついている。九巨勢<sup>ニ</sup>杖の(上)宮聖德法王帝説。本説話の一部分として解するならば、「みな」は上文に聖德太子の「名」について述べられていることにかかる。○本書(とくに延暦八年原撰本)では、日本の仏教は聖と隠身の聖によって伝えられてきた、とする考えが基調となつてゐる。本説話では聖德太子が聖とされ、乞囚人が隠身の聖とされている。『いかるかの』の歌を説いた乞囚人を文殊菩薩の化身とみる説が、喜撰式、俊頬體胸、奥義抄など、後代の書にみえる。とくに喜撰式には「隱人文殊」とある。文殊師利般毘盧經に此文殊、即自化身、作<sup>ノ</sup>貧窮孤獨苦惱衆生、至<sup>ニ</sup>業者前<sup>ニ</sup>ことあるのにもとづいて、文殊師利菩薩乞囚人や飢者に化して人々を導いた、といふ内

容の説話が後代には作られたが、本説話をその系譜につらるるであろう。魏志・杜襲伝に「襲曰、夫惟賢知賢、惟聖知聖、凡人安能知之非凡人耶」(攷証補訂)、巖山遠公話に「凡夫肉眼、豈弁<sup>シ</sup>聖賢」とみえる。乞囚人と化して死を現じた聖のイエシは、下巻五縁の鹿と化して現じた妙見菩薩に結びついている。(二)底本訓釈「奇(米川良之久、又云アヤヒ久)」。(三)静讐。北周の宣政元年(586)に四十五歳で歿。続高僧伝・二十ニに伝がある。自ら命を絶つた。自らの腸を引き出して松の枝にかけた、とある。前半の聖德太子説話にみえる乞囚人が衣を木の枝にかけたことからの連想の糸つながりがない。(三)未詳。本説話以外に所伝をみない。

西 奈良県御所市大字西佐味に所在。高昌廢寺跡がその地とされる。(五)未詳。本説話以外に所伝をみない。(六)底本訓釈「穿(恵利天、又云宇可知天)」。(七)底本訓釈「窺(宇加くへ波)」。

六 本書では、焼くな、といふ命令の例は多いが、焼け、といふのはここだけにみえられる。焼かれが焼けるによって「解する説話、すなわち火解説話として本説話をとらえる中前正志説がある。(八)近江国志賀郡の教待和尚の数百歳の長命と魚食とが本朝神仙伝に伝えられている。願覚のばあいにも元来は魚食伝承が存したであろう。末尾に突如としてみえる食五辛の制戒の記事は、おそらくは願覚の魚食に対する弁明であろう。國遺事は、おそらく一居士に化した文殊菩薩をもつてあらわれて慷慨をたしなめたことがみえ、本朝新修住生伝・三十九に文殊の化身たる老翁が鰯をになつて登場したことがみえる。文殊の化身たる行基に膽を口の中に入れて吐いたところ魚となつたという説話が存することをも合わせ考えると、文殊菩薩にかか

さむぼう  
三宝を信敬ひて現報を得る縁 第五

如く、或は雷の振ひ動くが如し。屋は鳴り夜は耀きて東を指して流る。大部屋栖古連公天皇の中に樂器の音声有り。笛と箏と琴と箜篌と等の声の代に、和泉国の海の中に連公に詔して曰はく「敏達天皇に奏せば聞きたまひて連公に詔をして曰はく「汝、往きて看よ」とのたまふ。詔を奉りて往きて看る。實に聞ける如く霹靂に当りし楠有り。還りて上奏さく「高脚浜に泊つ。今屋栖伏して願はくは仏の像を造りたてまつらむ」とまうす。皇后詔はく「願ふ所に依るべし」とのたまふ。連公詔を奉りて大に喜び、鳩大臣に告げて詔命を伝ふ。大臣また喜び、池辺直水田を請へ、仏薩の三軀の像を雕造らしむ。豊浦堂に居きて諸人仰ぎ敬ふ。然うして物部弓削守屋大連公皇后に奏して曰さく「おほよそ仏の像を国内に置くべからず。なほ遠く棄て退けよ」とまうす。皇后聞きて屋栖古連公に詔して曰はく「疾に此の仏の像を隠せ」とのたまふ。連公詔を奉りて、水田直をして稻の中に蔵さしむ。弓削大連公火を放ちて道場を焼き、仏の像を将ちて難破の堀江に流す。然うして屋栖古を徵めて言はく「今国家に災起るは、隣の国の客神の像を己が國內に置くに依りてなり。斯の客神の像を出して

速忽に棄て、豊國に流すべし」といふ客神の像とは仏なり。固く辞びて出さず。弓削大連心を狂し逆を起し、かた傾を謀り便を窺ふ。爰に天また嫌み地また懐み、用明天皇の世に當りて、弓削大連を挫き、すなはち仏の像を出して後の世に伝ふ。今の世に吉野の竊寺に安置きて光を放つ阿弥陀の像是れなり。皇后笑丑年の春正月に位に即きたまひ、小墾田宮に三十六年宇御めたまふ。元年の夏四月の庚午朔の己卯に、厩戸皇子を立てて皇太子にしたまふ。すなはち屋栖古連公を以ちて太子の肺腫の侍者にしたまふ。天皇の代十三年乙丑の夏五月の甲寅朔の戊午に、屋栖古連公に勅して曰はく「汝の功は長遠に忘れじ」とのたまひて、大信位を賜ふ。十七年己巳の春二月に、皇太子連公に詔して、幡磨国揖保郡の内二百七十三町五段余の水田につき、皇太子連公其のために出来せむと欲ふ。天皇聽したまはず。四八年甲申の司に遣したまふ。二十九年辛巳の春二月に、皇太子斑鳩宮に命戴りたまふ。夏四月に、ひとの大僧有りて斧を執りて父を殴ふ。連公見て直に奏して白さく、「僧尼を檢し校へて中正を量るべし。僧尼悪を犯せらば是非を断らしめよ」とまうす。天皇勅して曰はく「諾なり」とのたまふ。連公勅を奉りて檢ふ。僧は八百三十七人、尼は五百七十九人なり。觀勒僧を以ちて大僧正とし、大信

わる魚食伝承が存したことが推測される。本説話に願覚の魚食伝承が存したならば、そのイメージは、下巻六縁の法花経と変じた魚の説話に結びつく。(三)原文「往而見當」句説は中村宗彦説による。「(当)は語助詞「動詞の後につき、意味はない」(敦煌物語語彙典)。三底本訓釈(譏釈)「比頃(二合、已乃乃呂)」。(三)底本訓釈(譏(詰か)津加飛乃(万か)津良數之天)」。三願覺は聖が身を化した姿であったとする。隱身の聖として把握。「反」は「變」の省文に由来するか。梵網經古述記「下本に『反・身為人』とみえ」。三四梵網經には「若仏子、不得食三辛、大蒜、草薑、葱、薑、蘭葱、是五種、一切食中不得食、若故者、犯即輕垢罪」とある。底本訓釈「芸美罪、又云機」は、五辛の中のどれかひとつの説明であろうが、不明である。

六 和歌山市。

第五縁 善業についての現報説話。日本佛教の黎明期が活写される。今昔物語集・十一ノ二十三に書承。

三玄、法、僧。あるいは、仏。云 大化五年(686)に制定された冠位十九階制による位。第七位。モ本説話以外に所伝はない。「大伴」は「大伴」に同じ。「連公」の例は大伴氏に多い。

一いかなる書物か不明。「本記」の引用とされる部分では、天皇名はすべて漢風諱号で示されている。八世紀後半では新しい形式である。書紀欽明天皇十四年条には、「夏五月戊辰朔、河内国言、泉郡茅渟海中、有梵音、震響若雷声、光彩晃曜如日色、天皇心異之、遣使溝辺直声(既曰直、不レ書名字)、蓋是伝写誤失矣、入毎房、尋之、尋乃書名、是伝写誤失矣、

浮海玲瓏、遂取而獻之天皇、命画工、造「仮像」二鶴、今吉野寺放光禪像也」とある。二「天皇不信「仮法」、而愛「文史」」(書紀・敏達天皇)といふ。敏達天皇の性向を暗示する。三額田部皇女。のちの推古天皇。四激しい雷。落雷。底本訓「可美止积雷震」「上音百反、下音百反、二字二合、可美止积」「瑞か乃考」。五底本訓积「頃久須良」。六大阪府高石市の海浜部。底本訓积「脚安之」。七屋晒古。屋晒」と二字に表記するのは中國風なのであろう。上表文中での表記であろう。

ハ蘇我馬子。八書紀・敏達天皇十三年条に事蹟が伝えられている。「○本説話では阿弥陀像とあり、聖德太子伝曆・推古天皇二年条には觀音像とある。阿弥陀・觀音・勢至、その阿弥陀尊であろう。広隆寺藏宝冠弥勒像以外は飛鳥時代の木彫仏像はすべてクヌスキ(小原一郎)。

二桜井道場。三書紀・敏達天皇十四年三月条。三底本訓积「堺(采利)」。難波の堀江のイメージは中巻七縁に結びついている。「四底本訓积「微徵」が「破多牟天利介止」は、「徵」破「破多牟天利介止」で、「下文にみえる傾向に対する訓」といふ。五書紀にはみえる傾向に対する訓」といふ。六「加多夫介牟止」との混合であろう。「五書紀・欽明天皇十三年条に「蕃神」用明天皇二年条に「他神」(國神)に対する」とみえる。(六漂着した楠は西から東へと流れていた。西にあるもの地に返せ、といふ主張。一豐國は汝註には「蓋謂之韓國也」とある。書紀・用明天皇二年条には「豈國法師もみえる。」(七底本訓积窺元書紀には「天皇信「仮法」とみえる。

三底本訓积「挫(止利比太支川)」。三奈良県吉野郡大淀町大字比曾に所在。三推古天皇即位は、書紀ではその前年の十二月八日。

三五九三年四月十日。書紀には屋晒古のこと